

外国協繁人第2号
首参伺第1号
令和7年11月7日

外務省国際協力局長 石月 英雄

防衛省統合幕僚監部総括官 上田 幸司

外務省及び防衛省は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国緊法」という。）に基づく国際緊急援助活動等（国緊法第3条第2項第1号に基づく国際緊急援助活動及び同項第2号に基づく国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送（以下「輸送活動」という。）をいう。以下同じ。）の円滑な実施のため、下記のとおり確認する。なお、覚書（防防第5412号。外経協技第33号（平成3年9月19日））は廃止する。

記

1 業務分担

- (1) 外務省は、防衛省・自衛隊による航空機、船舶又は車両の使用を含む国際緊急援助活動等の実施に際し、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と連携しつつ、次に掲げる業務を速やかに行うものとする。

ア 自衛隊の航空機又は船舶の運航に係る領空通過許可、空港（回転翼航空機の離発着場所を含む。以下同じ。）使用許可、着陸許可及び寄港許可（第三国を経由する場合の同国（以下「経由国」という。）における当該許可を含む。）、自衛隊の車両の持込み及び使用許可等必要な同意の取付け

イ 自衛隊の基地等（自衛隊の基地及び駐屯地をいう。以下同じ。）を出発地とする輸送活動に際して、機材その他の物資の自衛隊の基地等までの輸送

ウ 自衛隊の基地等以外を出発地とする輸送活動において必要となる手続（機材その他の物資は自衛隊と調整の上、事前の梱包・積み付けを行った上で引渡すものとする。）

エ 領空通過料、着陸料、岸壁使用料及び曳船使用料等の減免措置の取付け（可能な場合。経由国における当該措置の取付けを含む。）

オ 派遣先国及び経由国における無線周波数の使用許可の取得

カ 派遣先国及び経由国における自衛隊員のための出入国・通関・検疫手続の簡略化措置の取付け

キ 派遣先国における携行装備品の関税免除措置の取付け

ク 派遣先国又は経由国における次の内容の便宜供与の申入れ及び調整

(ア) 駐機場又は岸壁等における機体又は船体の警備の手配

- (イ) 自衛隊の車両の運行経路における安全確保に必要な情報提供等
 - ケ 自衛隊の派遣要員及びその候補者のための旅券の発給並びに査証の取得に必要な口上書の発出
 - コ 派遣先国及び経由国における、派遣される自衛隊員のための宿舎の確保、空港又は港湾等と宿舎間の交通手段及び給食の手配
 - サ 派遣部隊の業務に関して、損害（人的損害、物的損害）が発生した場合の派遣先国又は経由国の政府、企業又は個人等との調整
 - シ 自衛隊の航空機又は船舶の運航並びに車両の運行に関する必要な支援業務（同項第2号イの業務を除く。）
- (2) 防衛省は、国緊法第3条第2項に定める協議により、国際緊急援助活動等を実施する際に、次に掲げる業務を速やかに行うものとする。
- ア 自衛隊の基地等を出発地とする輸送活動において必要となる手続
 - イ 派遣先国における、人員又は機材その他の物資をしゃ下する等の空港業務

2 経費分担

国緊法第3条第2項第1号及び第2号に基づいて、国際緊急援助活動等を実施する際の防衛省とJICAの経費分担は別紙のとおりとする。

3 その他

- (1) 本覚書に記載のない事項については、外務省、防衛省及びJICAが協議して対応するものとする。
- (2) 本覚書の改訂に関しては、締結した年度から5年度ごとを基準に外務省と防衛省が協議するものとする。また、外務省又は防衛省が改訂の必要を認めた場合は、改訂について協議するものとする。

自衛隊の部隊等が国際緊急援助活動等を実施する場合の経費分担

項 目	負 担 区 分
自衛隊員の交通費	防衛省
渡航に必要な経費（査証の取得に必要な手数料等）	防衛省
自衛隊員の食費	防衛省
自衛隊員の宿泊料	防衛省
機体、船体及び車体の整備費	防衛省
燃料費	防衛省
領空通過料、着陸料、曳船使用料、岸壁使用料	防衛省
現地空港・港湾等における運航支援業務に係る経費	防衛省
資機材の輸送時に係る輸送保険料	J I C A。ただし、防衛省の部隊等の活動に必要な機材その他の物資は防衛省
自衛隊員の手当・賞じゅつ金・災害補償及び派遣部隊の業務に関する損害賠償	防衛省
自衛隊員の海外旅行傷害保険	J I C A。ただし、各省庁等に対する補償額と不均衡が生じないものとする。
予防接種費	J I C A。ただし、国際緊急援助活動等に関係なく防衛省が接種しているものは防衛省
医薬品	J I C A
装備品の購入費、修理費等	防衛省